平成２６年（フ）第５０７２号
大阪府茨木市下穂積２丁目８番25号　メゾネート筒井107号
債務者　岡田　武子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０７４号
大阪府守口市藤田町４丁目30番１―301号
債務者　山下　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０７７号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番24号
債務者　中山　　榮
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０７８号
大阪府箕面市稲３丁目11番31号　310号、前住所大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ48―202号
債務者　渡部　泰史
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５１号
堺市西区津久野町３丁10番21号―３号
債務者　山口　奈々
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７６８号
神戸市須磨区須磨寺町３丁目６番13号、申立時の住所堺市堺区櫛屋町東３丁１番１号　サンサン堺２Ｂ
債務者　堤田　　賢
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８６４号
堺市中区八田西町２丁16番６号　辻ハイツ205号
債務者　鹿倉　鈴子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９０１号
堺市南区竹城台１丁２番42―101号
債務者　大谷　信雄
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１３号
大阪府高石市千代田６丁目11番９号
債務者　松本　優子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９４２号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―405号
債務者　松山　君代
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９４号
静岡県浜松市中区上島６丁目13番18号
債務者　中津　清美
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
静岡県浜松市中区上島６丁目13番18号
債務者　中津　称子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４２７号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目４番３号　慈照園、前住所静岡県浜松市東区長鶴町91番地サンハイツ長鶴101
債務者　大石香奈子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４６９３号
大阪府寝屋川市長栄寺町22番19号
債務者　青島　由貴（旧姓鈴木・岡村）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８２５号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目23番28―1006号、前住所京都市下京区朱雀裏畑町58番地ＭＢＫ302
債務者　片山雅美こと　金　　雅美
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２３号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目１番地１　グランデージュ　タカムラ202号
債務者　堀ノ内和志
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係